

令和5年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和5年9月22日(金曜日)
午前9時58分 開会

険会計決算認定の件 [決算審査特別]
12 認定第6号 令和4年度美唄市介護サ
ービス事業会計決算認定の件
[決算審査特別]

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
- 1 議案第57号 北海道市町村職員退職
手当組合規約の一部変更の件
[総務・文教]
- 2 陳情第1号 軽油引取税の課税免除
特例措置の継続を求める陳情
[産業・厚生]
- 3 議案第58号 令和5年度美唄市一般会
計補正予算(第5号) [予算審査特別]
- 4 議案第59号 令和5年度美唄市民バス
会計補正予算(第1号) [予算審査特別]
- 5 議案第60号 令和5年度美唄市国民健
康保険会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]
- 6 議案第61号 令和5年度美唄市介護保
険会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]
- 7 認定第1号 令和4年度美唄市一般会
計決算認定の件 [決算審査特別]
- 8 認定第2号 令和4年度美唄市民バス
会計決算認定の件 [決算審査特別]
- 9 認定第3号 令和4年度美唄市国民健
康保険会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 10 認定第4号 令和4年度美唄市下水道
会計決算認定の件 [決算審査特別]
- 11 認定第5号 令和4年度美唄市介護保
険会計決算認定の件 [決算審査特別]
- 12 認定第6号 令和4年度美唄市介護サ
ービス事業会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 13 認定第7号 令和4年度美唄市後期高
齢者医療会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 14 認定第8号 令和4年度市立美唄病院
事業会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 15 認定第9号 令和4年度美唄市水道事
業会計決算認定の件 [決算審査特別]
- 16 認定第10号 令和4年度美唄市工業用
水道事業会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 第3 議案第62号 美唄市教育委員会委員
任命の件
- 第4 議案第63号 美唄市公平委員会委員
選任の件
- 第5 議案第64号 美唄市公平委員会委員
選任の件
- 第6 意見書案第8号 義務教育費国庫負担制
度の拡充など教育予算の充実を求め
る意見書
- 第7 意見書案第9号 国土強靱化に資する社
会資本整備等に関する意見書
- 第8 意見書案第10号 現行の健康保険証の存
続を求める意見書
- 第9 意見書案第11号 「特定商取引法の平成
28年改正における5年後見直し規定に
基づく抜本的改正」を求める意見書
- 第10 意見書案第12号 軽油引取税の課税免除
特例措置の継続を求める意見書

◎出席議員（14名）

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海銚則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長	桜井恒君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	川西勝幸君
経済部長	土屋貴久君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君
消防長	菅原利彦君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君
教育長	石塚信彦君
教育部長	村上孝徳君
選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	伊藤和広君

農業委員会会長	畑雄二君
農業委員会事務局長	高橋修也君

監査委員	西尾正君
監査事務局長	橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前9時58分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 齋藤久美夫議員

9番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第57号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件ないし順序16、認定第10号令和4年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上16件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第57号について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第57号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更

の件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月13日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第57号に対する質疑・答弁について申し上げます。

施行期日について、総務大臣の許可の日となっているが、いつ頃になるかは既に決まっているのか、との質疑に対し、現時点では未定であるが、各構成団体が組合に、協議のための書類を提出するのが10月31日までとなっているため、総務大臣の許可は10月31日以降になるものと思われる、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、陳情第1号について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君(登壇) ただいま議題となりました、陳情第1号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月13日、委員会を招集して審査いたしました。

審査における委員からの意見としては、軽油引取税の課税免除特例措置が廃止されると、美唄国設スキー場の経営が困難になると考えられるとともに、本市経済にも大きな影響を与えると予想されるため、願意妥当として採択し、政府関係機関に意見書として送付すべ

きではないかと考える、との意見がありました。

結果といたしまして、陳情第1号につきましては、採択して、政府関係機関に意見書として送付すべきものとし、意見としては「願意妥当」と決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第58号ないし議案第61号の以上4件について、松山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長松山教宗君(登壇) ただいま議題となりました、議案第58号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第5号)、議案第59号令和5年度美唄市民バス会計補正予算(第1号)、議案第60号令和5年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)及び議案第61号令和5年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月14日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第58号ないし議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、森決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長森明人君(登壇) ただいま議題となりました、認定第1号令和

4年度 美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号令和4年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号令和4年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号令和4年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第5号令和4年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第6号令和4年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第7号令和4年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第8号令和4年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第9号令和4年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第10号令和4年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月15日、9月19日ないし9月21日の4日間、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、認定第2号ないし認定第10号の以上9件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、認定第1号については、ご異議ありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます、報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第57号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第57号北海道市町村職員退職手当組合同約の一部変更の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、陳情第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**陳情第1号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第58号ないし議案第61号の以上4件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第58号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第5号)ないし議案第61号令和5年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)の以上4件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第1号について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員(登壇) ただいま議題となりました、認定第1号令和4年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は認定に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

令和4年度において、決算は歳入195億1,676万5,000円、歳出190億9,260万2,000円、差引き4億2,416万3,000円となり、翌年度に繰り越す2,420万4,000円を除き、3億9,995万9,000円の黒字となりました。

認定の反対の大きな理由といたしまして、大本にある政府予算があります。社会保障を大幅に削減し、大改革を進めると岸田内閣の下で、2022年度予算執行は国民に冷たいものがありました。軍事費は10年連続で増額となり、GDP比は1.1%を超えるものとなった一方で、年金は0.4%の削減、文教予算は3年連続削減であり、また社会保障費の自然増を2,200億円も削るという軍事最優先、国民生活を顧みない予算となっていました。そういった中で、本市、令和4年度の予算執行に携わった関係職員の皆さんには、言葉では言い尽くせないご苦勞があったということは、決算書

からも十分読み取ることができましたし、また決算委員会の質問の中でご答弁をいただき、理解をいたします。改めて敬意を表します。個別の事業一つ一つを見ていきますと、決して反対ではないというものも多くあります。平和祈念事業はここ数年、コロナ禍で中止となったり、また多くの人を集めることが難しい状況があったという中でも、令和4年度は令和3年度と比較して、来場者数も持ち直している傾向にあり、平和を願う市民の期待に応えるためにも、是非、今後とも取組に期待をしていきたいと思える事業だと言えました。移住・定住促進事業では、若者家賃助成、7件の実績を残し、また、今年度から対象を広げることで、さらなる取組が行われていく。そういった点などを評価ができる事業だと考えます。特産品情報発信促進事業では、ふるさと納税そのもの自体の是非という議論はありますが、ただそれを置いておいても、本市の決算としては、前年を上回る額の寄附を頂いているということ。これはひとえに本市の事業者、返礼品などを作られている方、また関わった職員の皆さんのたゆまぬ努力の結果だと考えます。就学援助事業は、以前から見れば項目数も大幅に増えています。また、基準も生活保護基準1.5倍まで引上げがなされたということは、大変に評価されるべき点だと考えています。

しかしながら、全体を見ていくと、やはり国の地方軽視ということもあり、十分とは言えない予算の中での苦しい予算執行と言わざるを得ません。職員給与に関わるラスパイレス指数96.6と、決して高いものとは言えない状況にあります。北海道全体の平均から見て

も、美唄市は届いておりません。また、募集をかけた地域おこし協力隊が、応募がなく、採用ができなかったという事業も決算委員会の議論の中で確認をさせていただきました。当初の予算が付いていたにも関わらず、思ったように予算執行がされず、執行率が低い状態にあるという事業、大変残念に思います。決算委員会での議論から、今ほど様々な意見を申し述べましたが、令和4年度一般会計決算認定の件に対する反対の大きな理由というのは、市の老朽化した、そして現状、特に今年も異常気象の中で大変な高い温度がありました。そういった状況にそぐわない公共施設にあります。今夏の異常な暑さに関しては、一般質問でも、また決算委員会の中でも、おのおの委員からも議論があり、そもそも小学校に関しても、また公共施設に関しても、暑さ対策に有効であるエアコンが設置されていないという状況が多々あるというのが美唄市の現状です。また、多くの施設は築50年を過ぎています。鉄筋コンクリートの耐用年数、50年過ぎているものがあるし、また、この庁舎にしても、あと数年のうちに耐用年数を過ぎることになります。この件については、書面審査、あまり多くの委員が書面自体見られなかったと思いますけれど、私は書面審査のほうでもしっかり確認をさせていただきました。こういった公共施設、更新が進んでいない原因として考えられるのは、平成27年まで続いた財政健全化、また、さらには病院建設の議論、これをやり直したということ。病院建設によって、本市の公共施設の更新はほぼ丸4年遅れることとなりました。近隣を見れば、財政再建団体である自治体ですら、庁舎の建

替えの議論が既に進んでいます。具体化されている状況です。本市は今夏、この庁舎の中での気温が35度に迫るといった状況の中でもありながら、未だ具体的な議論が始めることすらできていません。さらには市営住宅の集約に関しても、随分と長いこと議論はされてきていますが、やっと今年度中に素案ができ上がるというお話を委員会の中で確認をさせていただきました。公共施設の更新、これは遅れば遅れるほどランニングコストがかさみますし、また耐震化されていないことによる災害へのリスク、さらには異常気象に対応するための設備のためのコストがより多くかかってくることになります。また、資材費、人件費の高騰も今後続いていくことでしょう。財政健全化による遅れ、そして病院建設、4年間後ろ倒しにしたこと、この二つの遅れが本市にとって致命傷にもなりかねないものだと考えていますが、令和4年度決算からはその二つの大きな遅れを取り戻そうという意気込みが感じられるものではありませんでした。老朽化した公共施設の更新は、本市の未来を考えていく上で、現役世代が次の世代に、この美唄市をつなげていく上で、必ず越えなければいけない大きな課題です。

桜井市長、就任されてまだ2か月と半分程度ではありますが、私自身、近い世代ということで、今後の美唄市30年後40年後、さらにそれ以上先、未来を見据えていき、そして市政を執行されていくことを期待しております。期待の意味も込めて、今回、認定第1号令和4年度美唄市一般会計決算認定について、反対をいたします。以上で私からの討論を終わります。

●議長谷村知重君 5番古賀崇之議員。

●5番古賀崇之議員(登壇) ただいま議題となりました、認定第1号令和4年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

令和4年度においては、第7期美唄市総合計画後期基本計画の2年次目として、総合計画に掲げる都市像「ともに支え合い分かち合う田園文化創造都市 びばい」の実現に向けた取組を着実に推進しながらも、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響から、市民の暮らしを守る取組が求められていたところであります。こうした中で執行されました令和4年度一般会計の決算は、歳入総額195億1,676万5,341円に対し、歳出総額は190億9,260万2,293円で、歳入歳出差額は4億2,416万3,048円となり、翌年度に繰り越すべき財源、2,420万4,000円を除く、実質収支で3億9,995万9,048円の黒字決算となっております。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率についても、令和3年度決算と比較して、実質公債費比率で0.8ポイント、将来負担比率では12.3ポイントの改善が見られています。決算での黒字確保と健全化比率の数値の改善は、市民の皆様の深いご理解とご協力のもと、事業の選択と集中による効率的な事業執行に努めたことによる経費の削減や地方交付税、ふるさと納税寄附金の当初予算に対する増収分を原資とした各特定目的基金の積み増しによるものであり、結果として、ポストコロナへの対応をはじめ、本市が抱える様々な課題解決に向けた財源の確保が図ら

れたことは、関係職員の地道な取組の成果であることを評価するものであります。理事者各位におかれましては、さらなる財政の健全化、持続可能な財政運営の確立に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

賛成理由に、主な施策の取組について申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民の命と暮らしを守る施策として、引き続き、ワクチン接種体制を確保し、円滑な接種を進められてきたほか、コロナ禍における物価高騰対策としましては、水道基本料金の減免をはじめ、子育て世代や低所得世帯への特別給付金の支給など、生活支援、プレミアム付商品券の発行や事業者及び農業者に対する支援金の支給による経済支援など、国や道の施策と連動、あるいは市独自の取組を的確に実施されました。また、コロナ対策のほか、本市の抱える様々な行政の課題の対応につきましても、着実に進められたものと評価するものであります。まずは地域医療についてであります。最重要課題でありました、市立美唄病院建替えに向けては、令和3年度に策定した基本計画をもとに、増嵩する事業費への財源対応を含め、設計・施工一括発注方式により進めてきた実施設計を策定し、年度末より建設工事に着手してきました。また、本市の基幹産業である農業については、農業農村の将来にわたる持続的な発展を目指し、第三次美唄市農業ビジョンに基づき、農地基盤整備やスマート農業の推進など、各種施策や農商工連携による経済振興に取り組まれたほか、道路や橋梁、河川整備など、安全安心の確保に向けた取組や、中学生までの医療費全額助成、経済的理由により修学が

困難な高校生などに対する給付型の奨学金制度の創設など、子育て支援、快適な学習環境の整備に向けて、東小学校の大規模改修などを着実に進められました。このほか、市民の皆様との協働のもと、市民福祉の向上と地域の活力づくりのための施策に積極的に取り組み、コロナ禍にあっても、総合計画の進捗に大きな影響は生じなかったものと認識しております。今後、ふるさと納税制度の動向も含めまして、地域財政制度の行方は、極めて不透明な状況であり、難しい財政運営を余儀なくされるものと認識しておりますが、新しい市長の力強いリーダーシップのもと、市民のニーズに応えながら、健全な財政運営の継続と地域活性に向けて、職員一丸となって積極的に取り組まれますことを期待するものであります。

以上、申し上げましたが、議員の皆様方におかれましては、何とぞ認定第1号令和4年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第1号令和4年度美唄市一般会**

計決算認定の件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第2号ないし認定第10号の以上9件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第2号令和4年度美唄市一般会計決算認定の件ないし認定第10号令和4年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上9件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、議案第62号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第5、議案第64号美唄市公平委員会委員選任の件の以上3件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第62号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、土肥康子委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、引き続き、土肥康子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第63号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、永井聡子委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として、新たに、今村敏彰氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第64号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、倉本賢委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として、引き続き、倉本賢氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第62号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第62号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第63号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第63号美唄市公平委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第64号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第64号美唄市公平委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、意見書案第8号義務教育費国庫負担制度の拡充など教育予算の充実を求める意見書ないし日程の第10、意見書案第12号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

意見書案第8号ないし意見書案第10号について、11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第8号ないし意見書案第10号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の拡充など
教育予算の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確

保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。教育の機会均等を確保するためにも、この制度を堅持し、国の負担率を現行の1/3から1/2に復元することが必要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化の解消は不可欠です。

文科省の調査では、小・中学校の要保護・準要保護率は、全国平均で7人に1人、美唄市においては5人に1人の割合となっており、保護者の経済状況は、依然として厳しい実態にあります。

さらに、経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡充させる必要があります。

このため、国においては、義務教育費の完全無償化、義務教育費国庫負担制度の拡充など、以下の項目について実現することを強く要望します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等を担保するため、義務教育費を完全無償化するよう取り組むとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、その負担率を1/2に復元すること。
- 2 地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員の定数改善のため必要な予算の確保・拡充を

図ること。

- 3 給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消に向け取り組むとともに、就学援助制度・奨学金制度の充実に向け、予算の確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月22日

北海道美唄市議会

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しております。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっております。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発

揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠であります。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要であります。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要であります。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月22日

北海道美唄市議会

現行の健康保険証の存続を求める意見書

政府は国民の利便性向上等の観点から、来

年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。しかし、この間、マイナンバーカードと健康保険証の情報が誤ってひも付けされた事例が確認されています。政府のマイナンバー情報総点検本部が8月8日に公表した中間報告では、マイナンバーカードと一体化した保険証に誤って他人の個人情報に登録されていたケースが新たに1069件判明し、それまでに公表されていた件数と合計で8441件。医療費や薬など診療情報が他人に閲覧されたケースが新たに5件で、15件となりました。マイナンバーカードと一体化した保険証に他人の医療情報がひも付けされていることは、命にかかわる重大問題であり、決してあってはならないことです。その他にも、マイナ保険証のトラブルで本人認証がされずに窓口での10割負担が求められた事例なども報告されています。

医師や歯科医師で構成されている全国保険医団体連合会は中間報告に対し、「個人情報ひも付け1069件は氷山の一角 全件チェック・全容解明まで運用停止を求めます」との声明を発表し、「これ以上の情報流出、プライバシー侵害を防ぐために直ちにマイナ保険証を利用するシステムの運用を停止すべきです」とも指摘しています。

政府はマイナ保険証を取得していない方に発行する「資格確認証」について、「1年」としていた有効期間の上限を「5年以内」に延長することや、申請を待たずに保険者が交付することなどの対応策を示しています。そうであれば、現行の健康保険証を存続することで、混乱を少なくすることができます。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念もあります。

よって、政府においては、現行の健康保険証を来年に廃止することを撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月22日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 次に、意見書案第11号について、山上他美夫議員。

●9番山上他美夫議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第11号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

「特定商取引法の平成28年改正における5年後見直し規定に基づく抜本的改正」を求める意見書

特定商取引法(以下「特商法」という。)の2016年(平成28年)改正の際、附則に定められた、いわゆる5年後見直し規定に基づく見直し時期が、2022年12月に経過しました。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件で、特商法の対象分野の相談は全体の55%という高い比率を占めています。

とりわけ訪問販売及び電話勧誘販売の相談は、65歳以上の高齢者の相談割合が65歳未満の2倍を超え、高齢者が被害に遭いやすく、さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要です。

また、インターネット通販に関する相談は世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多く、今後も増加すると思われま

す。他方、マルチ取引（連鎖販売取引）については、毎年9,000～10,000件程度と無視できない件数で推移していますが、その半数近くが20歳代となっており、今後は2022年4月の成年年齢の引下げに伴い、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想されます。

国におかれましては、これらの消費者被害に対処するため、下記のような特商法の改正を行うために消費者庁に検討会を設置し、早急に検討を進めることを強く要望します。

記

1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること、及び、事業者の登録制を導入すること。

2 SNS等のインターネットを通じた勧誘を伴う通信販売について、クーリング・オフや勧誘規則等を電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、トラブル発生時における、通信販売事業者・勧誘者に関する情報の開示を義務付けること。

3 マルチ取引（連鎖販売取引）について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のため規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月22日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 次に、意見書案第12号について、8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第12号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

軽油引取税の課税免除特例措置の
継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源

化され、これに伴い、道路の使用に直接関係しない機械等に用いられる軽油に設けられている免税制度が、令和3年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和6年3月末で適用期限を迎えます。

索道事業ではスキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営はいっそう厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月22日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますよ

うお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました。意見書案第8号ないし意見書案第12号の以上5件については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第8号義務教育費国庫負担制度の拡充など教育予算の充実を求める意見書**ないし**意見書案第12号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書**の以上5件は、原案のとおり**可決**されました。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今期定例会に付託されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和5年第3回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前 10 時 51 分 閉会

